

市民後見人養成講座（基礎編）

受講生募集！

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを支援する制度です。

必要な社会サービスを適切に受けたり、悪質商法などから身を守るできるようになります。

市民後見人として活躍することをお考えの方、また、活動を応援することをお考えの方は、ぜひ「市民後見人養成講座」を受講して下さい。

講座を通して制度を学び、市民の手で支え合う地域社会をつくりませんか。



～市民後見人養成講座～

日程

10月22日(土)、10月23日(日)の2日間

会場

余市経済センター(余市町黒川町3-114) ※余市駅から徒歩5分

対象

成年後見制度に関心のある方、地域における社会貢献活動としての市民後見人に興味と意欲がある方で、2日間の日程をすべて受講できる方。

参加費

無料

定員

50名程度(先着順)

申込

裏面申込書にご記入の上、直接持参・郵送・FAX・お電話により**10月17日(月)**までにお申込み下さい。「余市町社会福祉協議会」Tel.(0135)22-3156

● 会場案内図 ※町営駐車場（1時間：100円）



お問合せ
お申込は

余市町社会福祉協議会

〒046-0011 余市町入舟町400番地
TEL.0135-22-3156 / FAX.0135-23-3664

【主催】余市町（余市町朝日町26番地）TEL.0135-21-2119

【実施主体】余市町社会福祉協議会／小樽・北しりべし成年後見センター（小樽市社会福祉協議会）

安心をつくるのは市民の“力”

市民後見人・専門職後見人の役割の違い

【在宅の高齢者の場合】

【市民後見人】

軽度の認知症で、財産は高額でなく日常の金銭管理が中心。医療・介護・福祉に関する法律行為で困難性のないもの。

【支援体制】

小樽・北しりべし成年後見センターが、専門職後見人とともに、アドバイスをを行い、活動を支援します。



【法律専門職】

親族間で財産等に関する訴訟があったり、虐待、債務整理等があるケース。

【福祉専門職】

重度の認知症。親族、近隣との関係調整が難しい、本人の意思確認が困難なケースなど。

弁護士・司法書士など

※当講座を修了したら成年後見人等になれるという事ではありません。



日程	カリキュラム 講師予定
10/22 (土) 9:00 ~ 17:00	<p>◎ 開講式/オリエンテーション</p> <p>① DVD「成年後見制度」～支え合う社会をつくるために～ …(財)シニアルネサンス財団企画・制作</p> <p>② 「後見人の職務と役割（身上監護）」 …社会福祉士・精神保健福祉士 関口由紀子氏</p> <p>③ 「後見人の職務と役割（財産管理）」 …司法書士 中村謙司氏</p> <p>④ 「精神・知的障害者の特性と相談実例」 …障がい者相談支援専門員 村上敦哉氏</p>
10/23 (日) 10:00 ~ 17:30	<p>⑤ 「介護保険制度と成年後見制度の活用について」 …小樽市医療保険部介護保険課長 森 貴仁氏</p> <p>⑥ 「成年後見センターの現状と課題」 …小樽市社会福祉協議会常務理事 長川修三氏</p> <p>⑦ 「実務担当者としての市民後見人」 …小樽・北しりべし成年後見センター所長 重藤一郎氏</p> <p>⑧ 「成年後見制度とその理念」 …弁護士 関口正雄氏</p> <p>◎ 閉講式（修了証授与）</p>

※ カリキュラムのテーマが変更となる場合があります。

申込先：余市町社会福祉協議会 あて

※ 切らずにこのまま送信して下さい

受講申込書

(FAX : 0135-23-3664)

申込期日: 10月17日(月)

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢
お 名 前			年 月 日	歳
ご 住 所	〒			
電 話 番 号	携 帯 電 話			
職 業 (勤 務 先)				

※ ご記入頂いたお名前・ご住所・その他の個人情報については、名簿の作成、資料の送付、その他講座運営のためのみ使用し、他の目的で使用したり第三者に提供したりする事はありません。